

第2号議案 神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更について
(すまい・まちなみ形成地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更(神戸市決定)

都市計画特別用途地区にすまい・まちなみ形成地区を次のように追加する。

種 類	面 積	備 考
すまい・まちなみ形成地区	約 528 ha	制限の内容は、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」による。
合計	約 528 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地域地区の一つである。

このたび、第1種低層住居専用地域および第2種低層住居専用地域内において、住環境に配慮しながら、平屋などのバリアフリー住宅や二世帯住宅、在宅勤務などに対応したゆとりある間取りなど多様な建替え等を実現するため、特別用途地区としてすまい・まちなみ形成地区を指定するものである。